

(平成29年4月1日現在)

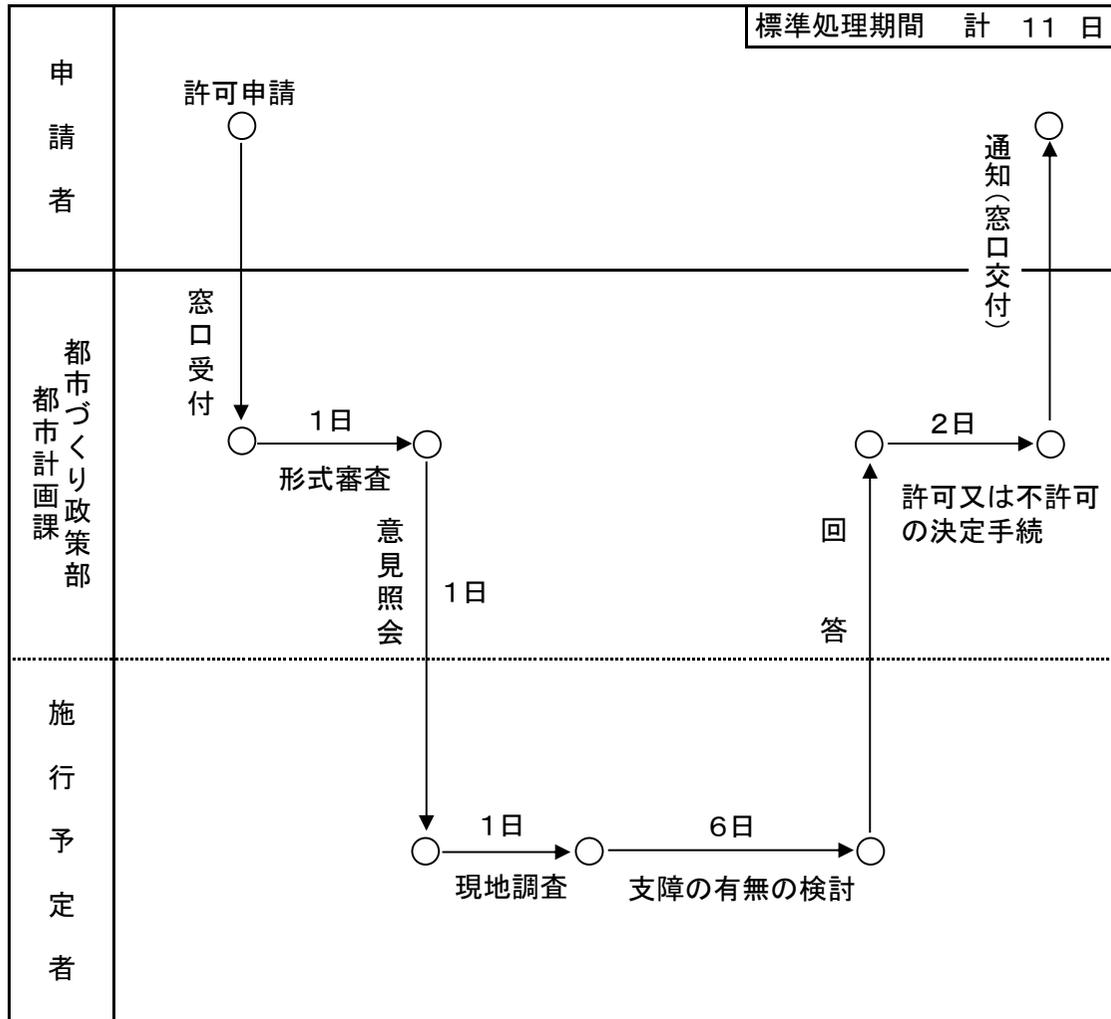
# 事務処理フロー図

都市整備局都市づくり政策部

作成部署 都市計画課計画調査担当 担当 電話 30-243

事務名 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等許可  
(町村の区域内に限る。)

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	意見照会	形式審査が終了した申請書について、支障の有無を意見照会します。
3	現地調査	申請地の現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
4	支障の有無の検討	将来の事業に支障があるかないかを検討し、意見を付して回答します。
5	許可又は不許可の決定手続	許可の諾否について都市づくり政策部長が決定します。
6	通知	申請者に通知します。